

？どんな人が利用できるの？

日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある方です。

※契約締結審査会の承認が必要です。



？利用料はいくらかかるの？

援助内容

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的金銭管理サービス

- ・書類等の預かりサービス

利用料

1回 1,200円
生活保護受給者は無料

年間 3,000円
(月額 250円)

？お手伝いに不満があるときは、どうしたらいいの？

法律・福祉・医療の専門家と当事者組織などで構成されている「運営適正化委員会」がこの事業について監視を行っていて、利用者の苦情を受け付けています。

運営適正化委員会 電話 052-212-5515

？どんなお手伝いをしてくれるの？

福祉サービス利用のお手伝いをします。

- ・さまざまな福祉サービスの利用に関する相談・情報提供
- ・福祉サービスの利用料の支払い手続き
- ・福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続き

福祉サービス利用のお手伝いにあわせて、 次のようなサービスも利用できます。

○日常的なお金の出し入れをお手伝いします。

- ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- ・病院への医療費の支払いの手続き
- ・税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払いの手続き
- ・生活費に必要な預貯金の出し入れ、また預金の解約の手続き

○日常生活に必要な事務手続きのお手伝いをします。

- ・住宅改造や居住家屋の賃借に関する相談・情報提供
- ・住民票の届出等に関する行政手続き
- ・日常生活上の消費契約の手続き

○大切な書類等をお預かりします。

- ・銀行の貸金庫等で通帳や印鑑、証書などの大切な書類をお預かりします。

- 保管できるもの
- 年金証書
 - 預貯金通帳
 - 証書(保険証書、不動産権利証書、契約書など)
 - 実印
 - 銀行印 等

※価格変動の大きい有価証券や期日管理の必要なものは預かることができません。

★お近くの社会福祉協議会の専門員が支援
計画をつくり、生活支援員がみなさんの
ところに伺います。

りようなが サービス利用の流れ

相談の受付

あなたのまちの社会福祉協議会
が相談を受付けます。

訪問調査

社会福祉協議会等の専門員が
自宅に伺います。

契約締結審査会

契約締結能力等の
審査を行います。

契約書・支援計画作成

本人と社会福祉協議会等で
契約を結びます。

専門員が本人の希望を伺いながら
支援計画を提案し作成します。

サービス開始

生活支援員が支援計画に沿って、
お手伝いを行います。